

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	扶養控除をめぐる主な経緯と課題
著者 / 所属	高木 夏子 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	467号
刊行日	2024-6-27
頁	60-74
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240627.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240627.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

## 扶養控除をめぐる主な経緯と課題

高木 夏子

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 扶養控除の概要（現行制度）
3. 扶養控除の主な沿革
4. 今後の扶養控除の見直しに向けた方針
5. 扶養控除をめぐる主な課題
6. おわりに

### 1. はじめに

少子化の問題が深刻化する中、岸田内閣は「次元の異なる少子化対策」を掲げ、令和5年6月13日に「こども未来戦略方針」を閣議決定した。その中で、児童手当の支給期間を高校生年代まで延長する方針を打ち出し、それに伴い、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理する旨の記述がなされた。

令和5年12月14日に決定された「令和6年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党。以下「与党大綱」という。）において、扶養控除の見直しの方向性が記され、詳細は令和7年度税制改正において決定するとされた。与党大綱に示された内容によれば、児童手当の増額分と合わせれば、どの所得階層においても、児童手当の拡充による受益が扶養控除の見直しによる負担増を上回ることとなる。

扶養控除については、近年、子ども<sup>1</sup>を対象とする手当や高校無償化との関係において、制度改正がなされてきた経緯がある。本稿では、所得税の扶養控除について、制度概要、主な沿革及び今後の見直しの方向性について概観するとともに、主な課題について述べる<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 本稿においては、引用箇所以外は原則として「子ども」と表記するが、一部、参照した文書等の表記による場合もある。

<sup>2</sup> 地方税である個人住民税（所得割）についても扶養控除が適用されるが、本稿では国税である所得税の扶養控除について述べる。

## 2. 扶養控除の概要（現行制度）

### （1）現行制度の概要

我が国の所得税においては、家族の生活のための費用を考慮して、各人の所得のうち一定の金額が課税の対象から除外されている。基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除がこれに当たる。これらは基礎的な人的控除と呼ばれ、所得のうち本人及びその家族の最低限度の生活を維持するために必要な部分は担税力を持たないという理由に基づくものであって、憲法第25条に定める生存権の保障の租税法における現れであるとされる<sup>3</sup>。

このうち扶養控除は、居住者が控除対象扶養親族を有する場合に、控除対象扶養親族一人につき38万円（特定扶養親族の場合には63万円、老人扶養親族である場合には48万円）をその所得から控除するものである（所得税法（昭和40年法律第33号）第84条）。

控除対象扶養親族とは、扶養親族<sup>4</sup>のうち年齢16歳以上の者をいう（同法第2条第1項第34号の2）。ただし、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって、次の①～③のいずれにも該当しないものを除外する。

- ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ② 障害者
- ③ その適用を受ける居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者をいう（同法第2条第1項第34号の3）。また、老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう（同法第2条第1項第34号の4）。さらに、老人扶養親族が当該居住者又はその配偶者の直系尊属で、かつ、いずれかとの同居を常況としている者である場合には、当該老人扶養親族に係る扶養控除の額は、更に10万円を加算した額とすることとされている（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の16第1項）。

図表1 扶養親族の区分及び扶養控除の額

年齢等の要件	区分	控除額
年齢16歳未満の者	（年少扶養親族）	扶養控除なし
年齢16歳以上18歳以下の者 年齢23歳以上69歳以下の者	一般の控除対象 扶養親族	38万円
年齢19歳以上22歳以下の者	特定扶養親族	63万円
年齢70歳以上の者	老人扶養親族	48万円
居住者又はその配偶者の直系尊属で、かつ、いずれかとの同居を常況としている者	同居する老人扶養親族 （同居老親等）	58万円

（出所）財務省資料を基に作成

<sup>3</sup> 金子宏『租税法 第24版』（弘文堂、2021年）210頁

<sup>4</sup> 扶養親族とは、居住者の親族（配偶者を除く。）、里親である居住者に委託された児童（年齢18歳未満）及び養護受託者である居住者に委託された老人（年齢65歳以上）で、その居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。）のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいう（所得税法第2条第1項第34号）。

現行の扶養控除は、扶養親族の年齢等によってその控除額が区々となっているのが現状である<sup>5, 6</sup>（図表1）。

## （2）扶養控除による減収見込額等（図表2）

財務省によれば、令和5年度予算ベースの扶養控除による減収見込額は、0.6兆円程度とされている。その内訳は、一般の扶養控除0.2兆円程度、特定扶養控除0.3兆円程度、老人扶養控除等0.2兆円程度（うち同居老親等加算200億円程度）とされている。

また、令和3年分の扶養控除の対象人員（被扶養者）は、給与所得者については1,070万人程度、申告所得者については107万人程度とされている。

図表2 主な人的控除による減収見込額（令和5年度予算ベース）

区分	基礎控除	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	扶養控除		
					一般の扶養控除	特定扶養控除	老人扶養控除等
減収額	2.6 兆円程度	0.4 兆円程度	0.1 兆円程度	0.6 兆円程度	0.2 兆円程度	0.3 兆円程度	0.2 兆円程度

（注）1. 計数は、それぞれ百億円単位の四捨五入による。  
2. 老人扶養控除等のうち、同居老親等の加算（10万円）に係る減収見込額は200億円程度である。

### （参考）主な人的控除の対象人員（令和3年分）

区分	基礎控除	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	扶養控除		
					一般の扶養控除	特定扶養控除	老人扶養控除等
給与所得者	4,692 万人程度	943 万人程度	128 万人程度	1,070 万人程度	626 万人程度	240 万人程度	203 万人程度
申告所得者	633 万人程度	135 万人程度	26 万人程度	107 万人程度	57 万人程度	30 万人程度	20 万人程度

（注）1. 人員は、給与所得者については「民間給与実態統計調査」（年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者（納税者＋非納税者））により、申告所得者については「申告所得税標本調査」による（いずれも国税庁・令和3年分）。なお、扶養控除については各扶養控除の対象となる扶養親族（被扶養者）の人数を掲げており、扶養控除の適用を受けた者（扶養者）は、給与所得者763万人、申告所得者82万人である。  
2. 老人扶養控除等のうち、同居老親等の加算（10万円）に係る人員は、給与所得者151万人程度、申告所得者10万人程度である。  
3. 給与所得者が給与以外の所得があって申告納税した場合には申告所得者としても計上されることとなるが、上記計数は、このような重複を排除していない。

（出所）財務省資料を基に作成

## 3. 扶養控除の主な沿革

所得税の扶養控除については、大正9年の創設以来、累次の税制改正において控除額の引上げや控除方式<sup>7</sup>の見直しが行われてきた。また、昭和47年度税制改正においては、扶養

<sup>5</sup> 以下、本稿において、一般の扶養親族に係る扶養控除を「一般の扶養控除」、特定扶養親族に係る扶養控除を「特定扶養控除」、16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に係る扶養控除を「年少扶養控除」、老人扶養親族に係る扶養控除を「老人扶養控除」という場合がある。また、平成11年度税制改正で創設され、平成12年度税制改正で廃止された年少扶養控除（年少扶養親族に係る扶養控除の加算措置）については、「年少扶養控除（加算措置）」という場合がある。

<sup>6</sup> なお、平成11年度税制改正において年少扶養控除（加算措置）が創設された際、年齢16歳未満の扶養親族を「年少扶養親族」と呼ぶと規定されたが、平成12年度税制改正における年少扶養控除（加算措置）の廃止と併せて同規定は削除された。そのため、現行法に定義はないが、一般に16歳未満の扶養親族を「年少扶養親族」と呼ぶことがあり、本稿もそれに倣う。

<sup>7</sup> 当初は税額控除であったが、シャープ勧告において、基礎控除が所得控除であること等を踏まえて所得控除に改めるよう勧告されたことを受け、所得控除に改められた（大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—第8巻 租税（2）・税務行政』（東洋経済新報社、1977年）23～25頁）。

されている高齢人口の急増に鑑み、老人福祉の一助として、子女を扶養する場合とは異なる老人扶養に伴う直接・間接の負担を斟酌する意味合いから、老人扶養控除が創設された<sup>8,9</sup>。さらに、昭和54年度税制改正においては、同居老親等に係る扶養控除の上乗せ措置<sup>10</sup>が創設された。これは、「社会保障と家族内の連帯とによって老人の扶養を図っていくということが政策的にも非常に重要である」との考えによるものとされている<sup>11</sup>。老人扶養控除及び同居老親等に係る上乗せ措置についても、一般の扶養控除とともに控除額の見直しが行われてきた。

昭和63年12月の税制改正において特定扶養控除が創設されて以降は、扶養控除の議論において、大学生年代以下の扶養親族を有する場合の教育費負担への配慮等に焦点が当てられるようになっていく（図表3）。以下、その主な経緯について概観する。

### （1）一般の扶養控除等の引上げ、特定扶養控除の創設（昭和63年12月改正）

昭和62年及び63年には、平成元年からの消費税の創設を含む抜本的税制改革が行われた。その中で、所得税については、中堅所得者層に特に負担累増感が強いとの認識の下、給与所得者を中心とする納税者の重税感・不公平感等に対処するため、税負担の軽減・合理化を進めることとされ、税率構造の見直しや人的控除の引上げ<sup>12</sup>等が行われた。

扶養控除については、昭和63年12月24日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（昭和63年法律第109号）により、一般の扶養控除の額を2万円引き上げる（33万円→35万円）とともに、老人扶養控除の額を6万円引き上げる（39万円→45万円）こととされた。あわせて、教育費を含む種々の支出がかさむ世代の所得者の税負担の軽減を図る見地から、扶養親族のうち16歳以上23歳未満の者を「特定扶養親族」と定義し、一般の扶養控除（35万円）に代えて割増控除（45万円）を認める制度が創設された。

### （2）特定扶養控除の引上げ（平成5年6月改正）

バブル経済崩壊後の景気低迷を受け、当時の宮澤内閣は、平成4年3月の「緊急総合経済対策」、同年8月の「総合経済対策」に続き、平成5年4月13日に「総合的な経済対策の推進について」を決定した。その中に「税制上の措置」として、所得税の特定扶養控除の引上げ等が盛り込まれた<sup>13</sup>。

<sup>8</sup> 昭和47年度税制改正に関する解説では、「最近における平均寿命の伸長に伴い、とくに扶養されている老令人口は急激に増加しつつある。このような事情にかんがみ、老人対策を政府の最重点施策とし、歳出面において老人医療の無料化をはじめとして各種の措置を講ずることとされているところであるが、税制面においても老人福祉の一助として、子女を扶養する場合とは異なる老人扶養に伴う直接・間接の負担をしん酌する意味合いから、老人扶養控除を創設することとされたものである」とされている（坂本定司「所得税法の一部改正について」『税経通信』Vol. 27 No. 8（1972. 7）39頁）。

<sup>9</sup> 老人扶養控除の額は、当時の一般の扶養控除額14万円に代えて16万円とされた。

<sup>10</sup> 当時の老人扶養控除額35万円に5万円上乗せすることとされた。

<sup>11</sup> 第87回国会衆議院大蔵委員会議録第5号32頁（昭54. 2. 21）

<sup>12</sup> 昭和63年4月の政府税制調査会の中期答申では、控除の水準が相対的に低くなってきており、中低所得者の所得税負担の軽減を図る必要があるとの認識が示され、「基礎的な人的控除について見直しを行い、課税最低限の引上げを図ることが適当」とされた（税制調査会「税制改革についての中間答申」（昭和63年4月）12～13頁）。

<sup>13</sup> この内容は、自由民主党・日本社会党・公明党・民社党の各党間の合意を受けて設置された「不況対策に関

これらの内容を含む「租税特別措置法の一部を改正する法律」(平成5年法律第68号)が平成5年6月8日に成立し、教育等の諸出費のかさむ中堅層の税負担軽減に配慮する観点から、特定扶養控除の額を5万円引き上げることとされた(45万円→50万円)。この措置によって、特定扶養親族を有する中堅層の負担が軽減され、可処分所得が増加し、景気に対してそれなりの効果があるものと期待された<sup>14</sup>。

### (3) 一般の扶養控除、特定扶養控除等の引上げ(平成6年11月改正)

平成5年8月の細川内閣の発足以降、個人所得課税の軽減と消費課税の充実を柱とする税制改革に関する議論が進められ<sup>15</sup>、平成6年9月22日、村山内閣の下で連立与党(自民党、社会党及び新党さきがけ)により「税制改革大綱」が取りまとめられた。同大綱において、平成9年4月から消費税率を5%に引き上げることとされ、それに先行して個人所得課税の減税を行うこととされた。

個人所得課税の減税は、制度減税と特別減税の「2階建て」で実施することとされた。このうち制度減税については、税率構造の見直し等累進構造の緩和と人的控除の引上げが柱とされ、平成6年11月25日に成立した「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律」(平成6年法律第109号)によって実施された<sup>16</sup>。

人的控除については、消費税率の引上げに伴う少額納税者への配慮から、基礎的な人的控除の引上げにより、課税最低限<sup>17</sup>を引き上げることとされた。一般の扶養控除については、基礎控除及び配偶者控除とともに3万円引き上げる(35万円→38万円)こととされ、老人扶養控除(45万円→48万円)及び特定扶養控除(50万円→53万円)もそれぞれ3万円引き上げることとされた。

### (4) 特定扶養控除の引上げ(平成10年度税制改正)

第2次橋本内閣の下で行われた平成10年度税制改正では、平成9年夏のアジア通貨危機や、秋以降の金融機関の経営破綻が生じている中で、当面の金融・経済情勢を踏まえつつ、経済社会の構造変化及び諸改革に対応するため、法人税制、金融関係税制、土地・住宅税制等について所要の措置を講ずることとされた<sup>18</sup>。

---

する各党協議会」における了解事項を踏まえたものであったとされる(国税庁『平成5年改正税法のすべて』15～16頁)。

<sup>14</sup> 国税庁『平成5年改正税法のすべて』379～380頁

<sup>15</sup> その過程では、平成6年2月3日未明に細川総理(当時)が国民福祉税(仮称)の創設を含む「税制改革草案」を発表し、翌日に白紙撤回するといった動きもあった。

<sup>16</sup> 特別減税については、「平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法」(平成6年法律第110号)により、平成7年分の所得税について、その15%相当額(5万円を超える場合には5万円)を控除することとされた。

<sup>17</sup> 課税最低限は、一定の基本的な控除の控除額を積み上げた結果定まるものであり、この水準を超えると課税が始まる給与収入の水準を示す指標である。課税最低限は、納税者の大半を占める給与所得者について、給与所得控除、基礎的な人的控除、社会保険料控除を合計した金額で求められる(内閣府『平成14年度 年次経済財政報告』(平成14年11月)107頁)。

<sup>18</sup> このほか、所得税については、「平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法」(平成10年法律第1号)によって特別減税が実施され、さらに、平成10年4月の「総合経済対策」(平10.4.24経済対策閣僚会議決定)を受け、「平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律」(平成10年法律第84号)によって追加の特別減税が実施された。

扶養控除については、「法人税法等の一部を改正する法律」（平成10年法律第24号）により、教育費等のかさむ中堅所得者層の税負担の軽減を図るため、特定扶養控除の額を5万円引き上げることとされた（53万円→58万円）。

#### （５）年少扶養控除（加算措置）の創設、特定扶養控除の引上げ（平成11年度税制改正）

平成10年7月に発足した小渕内閣の下で行われた平成11年度税制改正では、近年における我が国の経済社会の構造的変化、国際化の進展等に対応するとともに、著しく停滞した経済活動の回復に資するよう個人所得課税及び法人所得課税の抜本的な見直しを行うまでの間の措置として、所得税の最高税率の引下げ、定率減税及び年少扶養親族等に係る扶養控除額の加算並びに法人税の税率引下げを内容とするいわゆる「恒久的減税」を実施することとされた。「恒久的減税」は、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」（平成11年法律第8号）により実施された。

扶養控除については、まず、我が国における少子・高齢化の進展という経済社会の構造変化の下で、子育て世帯への配慮として、年少扶養控除（加算措置）が創設され、年少扶養親族に係る扶養控除の額は、従来額に10万円を加算した額とされた（38万円→48万円）。また、特定扶養控除の額は、従来額に5万円を加算した額とすることとされた（58万円→63万円）<sup>19</sup>。

#### （６）年少扶養控除（加算措置）の廃止（平成12年度税制改正）

小渕内閣の下で行われた平成12年度税制改正では、財政・税制を通じて少子化対策の重点化を図る観点から、「租税特別措置法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第13号）により、平成11年度税制改正で創設された年少扶養控除（加算措置）を廃止し、児童手当を拡充することとされた<sup>20</sup>。これにより、平成12年分以降の所得税については、年少扶養親族についても、38万円の一般の扶養控除が適用されることとなった<sup>21</sup>。

---

<sup>19</sup> こうした扶養控除の拡充について、『平成財政史』では、当時の尾原榮夫大蔵省主税局長の「小渕公約には書いてございませんでしたが、このような大減税をやるといことになりますと、税制改正のたがが外れるとでもいいかもしれませんでしょうか、特定扶養控除がさらに5万円加算されて58万円から63万円になる。それから、その16歳未満の扶養者についても年少扶養控除と称しておりますが、38万円から10万円上げられるというような改正もなされました」との発言が紹介され、「経済危機を理由として小渕内閣が、これまでになかった減税を断行していった様子をうかがうことができる」と記されている（財務省財務総合政策研究所財政史室編『平成財政史—平成元～12年度 第4巻 租税』（大蔵財務協会、2014年）198～199頁）。

<sup>20</sup> 児童手当については、「児童手当法の一部を改正する法律」（平成12年法律第84号）が平成12年5月19日に成立し、支給対象者について0歳から3歳未満までの児童であったものを0歳から義務教育就学前（6歳到達後最初の年度末）の児童まで拡充することとされた。児童手当額は従前どおり第1子・第2子月額5,000円、第3子以降月額10,000円とされた。

<sup>21</sup> この年少扶養控除（加算措置）の廃止について、『平成財政史』では、「平成11年度改正で導入された年齢16歳未満の扶養控除の割増（10万円加算）の特例を廃止し、それを原資にして児童手当の拡充を図るものである」、「連立与党に加わった公明党の要求を反映して、児童手当を拡充するための財源として行われた」と記されている（財務省財務総合政策研究所財政史室編『平成財政史—平成元～12年度 第4巻 租税』（大蔵財務協会、2014年）225頁）。

(7) 年少扶養親族に係る扶養控除の廃止、高校生年代に係る特定扶養控除（上乘せ）の廃止（平成22年度税制改正）

民主党・社会民主党・国民新党連立政権の発足後の平成21年12月22日、新たな政府税制調査会<sup>22</sup>が「平成22年度税制改正大綱」を策定した。同大綱において、所得税については、「所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか」、「所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を進め」る等の改革を推進することとされた。これを踏まえ、平成22年度税制改正においては、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成22年法律第6号）により、扶養控除について以下の見直しを行うこととされた。

まず、所得再分配機能の回復や「所得控除から手当へ」との考え方の下で、支え合う社会づくりの第一歩として、子どもの養育を社会全体で支援するとの観点から、子ども手当の創設<sup>23</sup>とあいまって、年少扶養親族に係る扶養控除（38万円）を廃止することとされた。

また、公立高等学校の授業料の無償化等<sup>24</sup>に伴い、16歳から18歳までの特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（25万円）について、その趣旨に鑑み、廃止することとされた。

図表3 扶養控除の推移（昭和59年以降）

扶養親族の年齢 適用年	16歳未満		16歳以上18歳以下 (高校生年代)		19歳以上22歳以下 (大学生年代)		23歳以上69歳以下		70歳以上	
	金額	種類	金額	種類	金額	種類	金額	種類	金額	種類
S59～S63	33万円	一般の扶養控除	33万円	一般の扶養控除	33万円	一般の扶養控除	33万円	一般の扶養控除	39万円	老人扶養控除
H元～H4	35	特定扶養控除	45	特定扶養控除	45	一般の扶養控除	35	老人扶養控除 (※)	45	老人扶養控除 (※)
H5、H6	〃		50		50		〃		〃	
H7～H9	38		53		53		38		48	
H10	〃		58		58		〃		〃	
H11	年少扶養控除 48		63		63		〃		〃	
H12～H22	一般の扶養控除 38		〃		〃		〃		〃	
H23～	扶養控除対象外 -		一般の扶養控除 38		〃		〃		〃	

※老人扶養親族が同居老親等に該当する場合は10万円（昭和59～63年分は7万円）上乘せ

（出所）財務省資料を基に作成

<sup>22</sup> 平成21年9月に発足した鳩山内閣は、従来の与党と政府の税制調査会を一元化し、新たに政治家のみで構成される政府税制調査会を設置した。

<sup>23</sup> 「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」（平成22年法律第19号）により、次代の子どもを育ちを支援するため、平成22年度において、中学校修了前までの子ども1人につき、月額1万3千円（所得制限なし）の子ども手当を父母等に支給する制度が創設された。

<sup>24</sup> 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（平成22年法律第18号。後に「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に改題された。）により、平成22年度から、公立高等学校の授業料（全日制の普通科で年額11.88万円）が無償化されるとともに、国立・私立高校等の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金（年額11.88万円（保護者の所得に応じて一定の加算あり））が創設された。

なお、子ども手当については、平成24年度から児童手当となり、平成24年6月分から所得制限を設けるなどの制度変更が行われた<sup>25</sup>。また、高校無償化については、平成26年度から就学支援金制度に一本化するとともに、所得制限を設けることとされた<sup>26</sup>。これらの制度改革に際し、扶養控除の見直しは行われなかった<sup>27</sup>。

#### 4. 今後の扶養控除の見直しに向けた方針

岸田内閣は、「次元の異なる少子化対策」を掲げ、令和5年6月13日に「こども未来戦略方針」を閣議決定した。同方針においては、児童手当の所得制限を撤廃し、支給期間を高校生年代まで延長する<sup>28</sup>方針が示された<sup>29</sup>。あわせて、扶養控除については、「その際、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理する」と記述された。

これを受け、同年12月に決定された与党大綱において、扶養控除等の見直しの方向性が示された<sup>30</sup>。具体的には、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元するとされた。

扶養控除の見直しについては、令和7年度税制改正において、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得ることとされた。

この方針によれば、高校生年代に係る扶養控除が縮小される（38万円→25万円）ものの、児童手当の拡充と合わせると、所得水準にかかわらず全ての子育て世帯で受益が生じる制度設計となり、例えば、夫婦片働き・子1人（高校生）の場合、低所得者世帯（所得税等の納税額がゼロ）で年間12万円（児童手当分）、給与収入が4,410万円超の世帯で3.9万円、現行よりプラスとなるとされている<sup>31</sup>。

<sup>25</sup> 「児童手当法の一部を改正する法律」（平成24年法律第24号）及び政令改正により、主たる生計者の年収960万円以上の場合（被扶養配偶者・児童2人世帯）は児童手当の支給対象外とされた。

<sup>26</sup> 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第90号）及び政令改正により、平成26年度から、年収約910万円以上（夫婦片働き、高校生（16歳以上）1人、中学生1人の世帯）は就学支援金の支給対象外とされた。以下、平成26年度以降の高等学校等就学支援金制度も含めて「高校無償化」という。

<sup>27</sup> なお、児童手当については、平成24年6月からの所得制限の設定と併せて、年少扶養控除の廃止に伴う手取り額の減少に対応するため、所得制限以上の場合には月額5,000円を支給することとされた（特例給付）。この特例給付については、令和4年6月分から、年収1,200万円以上の場合（被扶養配偶者・児童2人世帯）は支給対象外とされている（「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」（令和3年法律第50号））。

<sup>28</sup> 現在の主たる生計者の年収960万円以上の場合（被扶養配偶者・児童2人世帯）の取扱いを改め、第1子・第2子について、0歳から3歳未満については月額15,000円とし、3歳から高校生については月額10,000円とすることとされた。また、第3子以降について、0歳から高校生まで全て月額3万円とすることとされた。

<sup>29</sup> 「こども未来戦略」（令5.12.22閣議決定）にも同内容が記載され、児童手当の抜本的拡充を令和6年10月から実施し、拡充後の初回の支給を令和6年12月とすることとされた。児童手当の抜本的拡充等を盛り込んだ「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」（閣法第22号）は、令和6年2月16日に第213回国会に提出され、6月5日に成立した。

<sup>30</sup> 「令和6年度税制改正の大綱」（令5.12.22閣議決定）にも同内容が盛り込まれた。

<sup>31</sup> 『読売新聞』（令5.12.15）

「令和6年度税制改正大綱」（令和5年12月14日 自由民主党・公明党）（抄）

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

6. 扶養控除等の見直し

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。

これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

さらに、扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において適切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。

具体的には、各府省庁において、今回の扶養控除の見直しにより影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、課税総所得金額や税額等が変化することによる各制度上の不利益が生じないよう適切な対応を行うとともに、各地方公共団体において独自に実施している事業についても同様に適切な対応を行うよう周知するなど所要の対応を行う必要がある。

扶養控除の見直しについては、令和7年度税制改正において、これらの状況等を確認することを前提に、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。

5. 扶養控除をめぐる主な課題

（1）扶養控除と子どもを対象とする手当等との関係

一般の扶養控除の縮小については、「こども未来戦略方針」において、児童手当の支給期間の延長に際し「高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理する」とされたことを受けて決定されたものである。そこで、扶養控除と手当等との関係について、これまでに示された政府の見解を確認する。

ア これまでの政府の見解及び対応

（ア）扶養控除と児童手当・子ども手当

平成11年度税制改正における年少扶養控除（加算措置）の創設時、小淵総理（当時）は、「扶養控除制度と児童手当制度はそもそも代替する制度ではない」と述べていた<sup>32</sup>。また、政府税制調査会も、平成12年の中期答申において、児童に係る扶養控除のみを切り離して縮減することについて、個人所得課税のバランスが失われるおそれがあると示して慎重な姿勢を示していた<sup>33</sup>。当時は、税制における扶養控除と児童手当は、別々の制度

<sup>32</sup> 第145回国会衆議院本会議録第2号6頁（平11.1.20）

<sup>33</sup> 「児童に係る扶養控除の部分のみを縮減する場合には、扶養親族の人数等の世帯構成に応じた税負担能力の調整機能を損なう、あるいは、他の基礎的な人的控除とのバランスを失するといった個人所得課税の基本に関わる問題があります」と指摘している（税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」（平成12年7月）57頁）。

としてそれぞれの在り方を検討すべきものとされていた。

しかし、この後の平成12年度税制改正においては、児童手当の拡充の財源確保のため、年少扶養控除（加算措置）が廃止されることとなった。当時の児童手当の拡充についての議論の中では、「厳しい財政状況の下で、児童手当の拡充を行うに当たっては、（中略）給付費の規模に見合う具体的な財源を確保して実施すべきであり、その際、必ずしもその目的は異なるものの、子育ての経済的負担を緩和するとの機能面を見れば基本的に効果が類似している年少扶養親族に係る扶養控除額の10万円加算部分を見直すべきではないかとの議論」も見られたとされている<sup>34</sup>。

「所得控除から手当へ」との考え方の下、子ども手当の創設とあいまって年少扶養控除を廃止することとした平成22年度税制改正大綱においては、「0歳から15歳までの子どもを対象とする扶養控除は子育て支援の機能を有しています」と記述されている<sup>35</sup>。

このように、扶養控除と児童手当等については、その機能や効果の類似性に着目して、代替可能なものとして位置付けられるようになっていったと言える。

今般の政府方針によれば、高校生年代についても児童手当が支給されることとなることに伴い、中学生以下と同様に、38万円の扶養控除が適用されないこととなる。これは「15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえ」検討したものとされており、扶養控除と児童手当の関係について、政府から明示的な言及はなされていない。しかし、児童手当が支給される年代については38万円の扶養控除を設けないという従来の取扱いを踏襲する形となっており、政府が両者を、子育て支援の機能を有するため代替し得るものと位置付けているように見受けられる。

#### （イ）特定扶養控除（上乘せ部分）と高校無償化

特定扶養控除（上乘せ部分）は、高校生、大学生年代の子どもを擁する世帯の教育関係等の支出割合が大きいことを踏まえ、その税負担軽減を図るために設けられたものである<sup>36</sup>が、16歳から22歳までの扶養親族が就学しているか否かにかかわらず適用される。この点、ライフサイクルからみてこうした扶養親族を有する中堅層の世代の税負担軽減を一層図ったものであり、具体的な教育費に着目したものではないとされていた<sup>37</sup>。

平成22年度税制改正においては、高校の実質無償化に伴い、特定扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止された。その際、川端文部科学大臣（当時）は、特定扶養控除の上乗せ部分と高校の実質無償化について、「両方の政策効果が共通する」と述べている<sup>38</sup>。

<sup>34</sup> 大蔵財務協会『平成12年版 改正税法のすべて』16頁

<sup>35</sup> 「平成22年度税制改正大綱」（平21. 12. 22）14頁

<sup>36</sup> 当時の消費実態調査によると、高校生、大学生である子供を抱えている世帯の教育関係等の支出割合が他の世帯のそれと比較して格段に大きいことから、「種々の支出がかさむ世代の所得者」とは、高校生、大学生である子供を抱えている世帯、年齢16歳から22歳までの子供を抱えている世代の所得者としたものとされている（国税庁『昭和63年改正税法のすべて』302頁）。

<sup>37</sup> 国税庁『平成5年改正税法のすべて』379頁。また、『昭和財政史』では、特定扶養控除の創設理由について、特定扶養親族が学校に行っていないにもかかわらず割増控除を受けられるという意味では、「高校生・大学生くらいの子供がいる世代（おそらく40代から50代を中心とする親世代）をターゲットとした減税という性格をもっている」とされている（財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年 第4巻「租税」』（東洋経済新報社、2003年）455頁）。

<sup>38</sup> 第174回国会衆議院予算委員会議録第7号17頁（平22. 2. 8）

今般、政府は、「高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み」、平成22年度に廃止された特定扶養控除の上乗せ部分（25万円）を復元することとしている。しかし、高校無償化の政策が変遷しつつも存続している中で、かつて高校無償化の実施に代えて廃止された上乗せ部分を復元する理由としては、説明が十分であるようには思われない。例えば、社会状況の変化等によって、高校無償化と併せて控除の上乗せ部分が必要となった等の理由があるのであれば、そうした事情変更について説明が求められるのではないか。

また、政府の方針によれば、高校生年代については38万円の一般の扶養控除に相当する部分が廃止され、25万円の上乗せ部分のみ復元される形となるが、復元される部分は果たして扶養控除と呼べるものなのか、最低生活費保障という基礎的な人的控除の役割を果たすものなのかといった点についても、考え方を整理することが求められよう。

与党大綱において見直し方針が決定される前の第212回国会（臨時会）においては、仮に高校生年代の扶養控除が廃止された場合、一部の所得層ではかえって負担増になるため、廃止すべきでないといった主張が多くなされた。これに対し岸田総理は、従来得ていた受益が減るなどといったことのないように検討する旨答弁していた<sup>39</sup>。こうした経緯から、実際のところは、全ての所得層で負担が増加しない水準に控除額を設定するという岸田総理の政治決断であって、25万円の上乗せ部分を復元することの根拠が乏しいことがうかがえる。

#### イ 扶養控除と給付措置は代替可能か

先に述べたように、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除などの基礎的な人的控除は、所得のうち本人及びその家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないという理由に基づくものであり、憲法第25条に定められた生存権の保障の租税法における現れであるとされる。

一方、児童手当の目的は、子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することとされている<sup>40</sup>。

また、高校無償化については、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとするにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とされている<sup>41</sup>。

このように、扶養控除と児童手当、高校無償化の目的はそれぞれ異なる。そのため、扶養控除と子どもを対象とする給付は本質的に異なるものであるとして、給付を理由に扶養控除を縮小することに異議を唱える立場もある<sup>42</sup>。第212回国会においても、児童手

<sup>39</sup> 第212回国会参議院予算委員会会議録第5号29頁（令5.11.28）

<sup>40</sup> 児童手当法（昭和46年法律第73号）第1条

<sup>41</sup> 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条

<sup>42</sup> 日本税理士会連合会の税制審議会は、「扶養控除も課税最低限を構成する基礎的な人的控除であり、子どもを対象とする給付と税制上の人的控除は本質的に異なるものであるから、児童手当等の給付を理由に、扶養

当と扶養控除は制度目的が異なるので両立可能であるなどとして、平成22年度税制改正で廃止された年少扶養控除を復活させるべきとの主張が多くなされた<sup>43</sup>。

一方、近年、手当等の拡充に伴って扶養控除が廃止・縮小されてきた事実からすると、政府は手当等と扶養控除を代替可能なものと位置付けているように思われる。確かに、扶養控除と児童手当ないし高校無償化は、恩恵を受ける対象がほぼ一致していることから、機能や効果が類似している面があると言えよう。しかし、**A**で見てきたように、扶養控除と手当等との関係について、これまでの政府の見解が一貫しているとは言い難く、説明が不十分な面もある。結局は、子どものための手当等の拡充を実施するために財源の捻出が必要となり、そのために機能や効果の類似している扶養控除が縮減・廃止されてきたというのが実態と言えよう。そして、それを正当化するための理屈がその都度作られてきた結果、政府としての一貫した考え方が見えてこないのではないか。

今後の扶養控除の在り方を検討するに当たって、政府は、扶養控除の役割や、手当等の給付措置と代替可能なものなのか、代替可能であるとしたら具体的にどの制度と対応関係にあるのかといった点について、考え方を明確にする必要があるのではないか。

## (2) 控除方式の在り方等

今般の高校生年代の扶養控除の縮小について、岸田総理は、高校生を持つ世帯では中学までの子どもを持つ世帯と比べて教育費等の負担が重い状況がある一方で、例えば習い事や塾のような補習教育については高所得者ほど多くの金額を費やしている状況が見られるといったことを踏まえ、児童手当と合わせて、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指すものと説明している<sup>44</sup>。

実際、与党大綱に示された見直し方針によれば、児童手当の拡充と扶養控除の縮小による税負担増を合わせると、全ての所得階層において受益が負担増を上回るとともに、高所得者よりも低所得者の受益が大きくなる。これは、扶養控除がそもそも所得控除であり、適用される限界税率の高い高所得者ほど税負担の軽減額が大きいことの裏返しとも言える。

扶養控除に限らず、所得税の各種控除については、控除方式の在り方について議論がなされてきた。所得控除方式は、高所得者ほど税負担軽減額が大きくなることから、所得再分配機能が不十分であると指摘される。この点、税額控除方式であれば、適用税率にかかわらず税負担軽減額が一律となるため、より所得再分配の効果が高いとされる。さらに、手当等の給付措置であれば、納税義務のない低所得者に対しても効果を及ぼすことができるといった利点があるとされる。民主党政権下の平成22年度税制改正時に「所得控除から手当へ」が掲げられたのも、こうした考え方による。以下、扶養控除の控除方式の在り方に

---

控除に制限を設ける、あるいは控除額を引き下げることが適当ではない。したがって、扶養控除の対象者に年少者も含めるとともに、高校生年代の者に係る扶養控除の額についても引き下げるべきではない。」としている（日本税理士会連合会 税制審議会「少子化社会における税制のあり方について」（令6.3.25）10頁）。

<sup>43</sup> こうした主張に対し政府は、主として歳出面での取組で前例のない規模の政策を強化したいと考えており、年少扶養控除の復活は検討課題とはしていない旨答弁している（第212回国会衆議院本会議録第4号18頁（令5.10.25）、第212回国会参議院予算委員会会議録第5号30頁（令5.11.28）等）。

<sup>44</sup> 第213回国会衆議院予算委員会会議録第3号26頁（令6.2.5）、第213回国会衆議院予算委員会会議録第5号32～33頁（令6.2.7）

ついて述べる。

#### ア 逡減・消失型の所得控除方式

我が国では、近年、諸控除の見直しを中心とする個人所得課税改革が行われる中で、所得再分配機能向上の観点から、控除方式の見直しについても議論が行われた。その結果、配偶者控除及び基礎控除については、現在の所得控除方式が広く定着していることを重視する観点から、所得控除方式を維持しつつ高所得者について所得控除額が逡減・消失する「逡減・消失型の所得控除方式」が導入された<sup>45</sup>。こうした経緯を踏まえ、同じ基礎的な人的控除である扶養控除についても、所得再分配機能向上の観点から、同様の仕組みを導入することも検討課題となり得よう。

人的控除が憲法上の要請に基づく最低生活費保障という意義を有することを踏まえれば、控除を逡減・消失させる仕組みによって一部の納税者を除外すべきでないとも考えられる。しかし、既に配偶者控除や最も基本的な人的控除である基礎控除についても同方式が導入されている中で、扶養控除について導入できないという明確な理由はないように思われる。所得再分配機能は所得税の重要な機能の一つであり、所得控除方式の欠点を補う一つの方策として、検討の余地があると言えよう。

#### イ 給付付き税額控除

扶養控除が手当等の見直しと併せて見直されてきた経緯も踏まえれば、いわゆる「給付付き税額控除」の導入も中長期的な検討課題となり得よう。給付付き税額控除とは、一定額以上の所得がある層に対しては税額控除を行うことで減税し、所得が低く控除しきれない場合には還付・給付する制度であり、諸外国では導入例がある<sup>46</sup>。

しかし、給付付き税額控除については、社会保障制度との関係を十分に整理する必要があるといった課題のほかに、納税義務のない者も含めた所得等の把握が必要となるなど、執行面での課題が多いとされる<sup>47</sup>。そのため、我が国で給付付き税額控除を導入するのであれば、マイナンバーの活用等により不正受給が起りにくい仕組みを構築するなど新たな執行体制を整備する必要があるといった指摘がなされている<sup>48</sup>。

### (3) N分N乗方式

扶養控除と同様に、家族構成に応じて税負担を調整する仕組みとして、N分N乗方式がある。N分N乗方式は、世帯単位課税<sup>49</sup>の仕組みの一つであり、フランスで導入されている。

<sup>45</sup> 配偶者控除・配偶者特別控除については、平成29年度税制改正により、合計所得金額900万円超から逡減し、1,000万円超で消失する仕組みとされた。また、基礎控除については、平成30年度税制改正において、合計所得金額2,400万円超から逡減し、2,500万円超で消失する仕組みが採用された。

<sup>46</sup> 米国では、子ども1人当たり年間2,000ドルを上限に税額控除し、控除しきれない場合、勤労所得2,500ドル超部分の15%（上限1,700ドル）を給付する児童税額控除（Child Tax Credit）が導入されている。

<sup>47</sup> 鈴木財務大臣は、「低所得者支援として諸外国において実施されているような給付付き税額控除を制度として導入するに際しましては、生活保護などの他の低所得者支援制度との関係を十分に整理することが必要であり、また執行面におきましても、現行制度では把握できていない、納税をされていない方の所得や資産の把握が必要といった課題もある」と答弁している（第212回国会参議院予算委員会会議録第2号19頁（令5.11.1））。

<sup>48</sup> 日本税理士会連合会 税制審議会「少子化社会における税制のあり方について」（令6.3.25）11頁

<sup>49</sup> 所得を稼得する個人ごとにその所得に対して課税する方式を個人単位課税、生計を同じくする世帯ごとに所

世帯の所得を合算し、家族の人数に応じた除数で割ることで、適用税率の累進性を緩和する仕組みである<sup>50</sup>。家族（子ども）の人数が多いほど適用税率が小さくなり、税負担が軽減されることから、少子化対策に資する可能性があるとして、導入を求める議論もある。

N分N乗方式のメリットとしては、ほかにも、「合計所得の等しい夫婦ないし家族には等しい税負担を」という公平性の要請を満たすこと、夫婦・家族間で所得を分割しても税負担が変わらないため、高い累進税率を免れるために恣意的な所得分割を行う意味がなくなることなどが挙げられる。

一方、デメリットとしては、共働き夫婦より片働き夫婦に有利に働くこと、納税者本人が高所得である場合には、配偶者が就労して得る所得に対しても高い税率が適用され、就労時の税負担の増加額が大きいため、配偶者の就労に抑制的な効果が働く可能性があること、独身者に不利に働くため、婚姻の選択に中立的でないことなどがある。

加えて、個人単位課税の下で低い税率が適用されている低所得者には恩恵が乏しく、高い税率が適用されている高所得者により大きな利益を与えるという問題点もある。我が国では、最低税率（5%）が適用される納税者が約6割を占めており、約8割の納税者が適用税率10%以下であるため、N分N乗方式を導入した場合に恩恵が及ぶ層が限定され、高所得の片働き世帯が最も恩恵を受ける結果になる<sup>51</sup>。したがって、仮に我が国でN分N乗方式を導入し、子どもの数が多いほど税負担が軽減されるという効果を多くの納税者に及ぼすためには、所得税の税率構造の見直しが必要と考えられる。しかし、我が国の現状を踏まえると、税率構造の見直しを行えば税負担が増加する納税者が少なくないと思われる。

鈴木財務大臣は、N分N乗方式の導入について、高所得者、取り分け片働き世帯に税制上の大きな利益が生ずること、家族がお互いの所得を明らかにした上で共同申告をする必要が出てくることなどに触れ、極めて慎重な検討が必要との見解を示している<sup>52</sup>。

一方、一定の現役子育て世帯に世帯単位課税の選択を認めるといった制度を提言する声もある<sup>53</sup>。課税単位の在り方は所得税の基本に関わる問題であり、N分N乗方式の導入について課題が多いのは事実である。しかし、税制によって少子化対策を後押ししようとするのであれば、手当等の制度改正に併せて扶養控除の一部を見直すといった小手先の対応ではなく、課税単位の在り方も含めて所得税全体の在り方を再検討し、抜本的な改革を行うことも今後の課題となるのではないか。

---

得を合算して課税する方式を世帯単位課税という。我が国の所得税は個人単位課税を採用しているが、米国やドイツでは個人単位課税と夫婦単位課税の選択制、フランスでは世帯単位課税（N分N乗方式）が採用されている。

<sup>50</sup> フランスのN分N乗方式における計算方式の概要は以下のとおり。

①家族（夫婦及び子ども）全員の所得を合算する。②合算した所得を、家族の構成に応じた「家族除数（N）」で除し、1単位当たりの所得を算出する（Nは、単身者：1、夫婦：2、子は第1子、第2子がそれぞれ0.5、第3子以降は1人当たり1を合算した数値）。③1単位当たりの所得に累進税率を適用し、1単位当たりの税額を算出する。④1単位当たりの税額に「家族除数（N）」を乗じて、世帯全体で納めるべき税額を算出する。

<sup>51</sup> 財務省の試算によれば、我が国でN分N乗方式が導入された場合、夫婦2人（大学生1人、高校生1人）のケースで、年収500万円の世帯では（片働き・共働きを問わず）税負担が増加する一方で、年収2,000万円の片働き世帯では156.3万円、年収5,000万円の片働き世帯では522.8万円の負担減になるとされている（『日本経済新聞』（令5.2.14））。

<sup>52</sup> 第213回国会衆議院財務金融委員会議録第3号11頁（令6.2.20）

<sup>53</sup> 日本税理士会連合会 税制審議会「少子化社会における税制のあり方について」（令6.3.25）9頁

## 6. おわりに

扶養控除については、近年、機能面の類似性などを理由に、児童手当等の拡充等に併せて、年少扶養控除、特定扶養控除の上乗せ部分など一部を切り離して廃止や縮小が行われてきた。その結果、現行制度は、被扶養者の年齢によって控除額が区々となり、複雑な制度になっている。今後、与党大綱の方針に沿って見直しが行われれば、制度が更に複雑化することは避けられない。また、扶養親族が15歳以下である場合には扶養控除が適用されないなど、最低生活費保障という基礎的な人的控除としての本来の機能が失われているように思われる。さらに、近年は子どもに係る扶養控除を中心に議論や見直しが行われてきたが、本来は、成年の扶養親族や老人扶養親族に係る扶養控除も含めた扶養控除全体としての在り方についても議論が行われるべきであろう<sup>54</sup>。

与党大綱には、「歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、個人所得課税における人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う」との記述がある。扶養控除については、少子化対策のためのものと位置付けるのかどうか、歳出面の政策との関係をどのように整理するのかといった点を明確にした上で、扶養控除全体としての在り方について議論が深化することを期待したい。

(たかぎ なつこ)

---

<sup>54</sup> 第212回国会において、成年の扶養親族については扶養控除が適用される一方で、年少扶養親族について適用されない理由等について問われたが、岸田総理の答弁は経緯の説明にとどまり、明確な見解は示されなかった（第212回国会参議院予算委員会会議録第2号29頁（令5.11.1））。